

令和5年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業（補正予算事業）」

2次募集 公募要領

～ ASEAN 諸国からの留学生受入、

定着促進のためのシステム構築等支援～

令和6年3月

文部科学省



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1.大学の世界展開力強化事業（以下「本事業」という。）の背景・目的.....	1	7. 申請書等の提出方法	10
2.申請対象となる共同利用教育パッケージについて.....	2	（1）提出方法.....	10
（1）申請対象となる事業	2	（2）留意事項.....	10
（2）採択件数	4	8. 補助金の交付等.....	11
（3）補助期間	4	（1）補助金の交付.....	11
（4）事業規模	4	（2）補助金の執行に関する留意事項 ..	11
3. 申請資格・要件	5	（3）補助金における不正等への対応 ..	12
（1）申請者等	5	9. その他	12
（2）申請可能件数	5	（1）事業情報の公表等	12
（3）申請資格	5	10. 問合せ先等	13
（4）申請要件	7	（1）問合せ先.....	13
4.申請書の作成	8	（2）スケジュール.....	13
（1）申請書等	8	（別添1：事業一覧）	14
（2）指標の設定.....	8	（別添2：申請制限対象事業）	15
（3）資金計画	8	（別添3：経費の使途可能範囲）	16
（4）その他.....	9		
5.選定方法等	9		
（1）審査について	9		
（2）委員会による意見.....	9		
6.事業の実施と評価等.....	9		
（1）実施体制	9		
（2）事業の評価等	10		
（3）成果の発信・普及.....	10		
（4）その他.....	10		

令和5年度大学教育再生戦略推進費¹
「大学の世界展開力強化事業（補正予算事業）」2次募集 公募要領
-ASEAN 諸国からの留学生受入、定着促進のための
システム構築等支援-

1.大学の世界展開力強化事業（以下「本事業」という。）の背景・目的

教育を取り巻く国際情勢は、教育や学術研究の分野で学生や研究者の国境を越えた交流や国際的な頭脳循環を活発化させています。また、世界各国で、大学を高度人材育成や科学技術の発展の中核として、国や地域を越えた競争や連携が加速している状況です。

こうした中において、我が国においても、国際的に活躍できるグローバル人材の育成、世界との調和ある連携ネットワークの形成、卓越した研究力の一層の活用は必要不可欠です。大学の世界展開力強化事業では、平成23年度の事業開始以来、対象とする国・地域を広げ、地球規模の大学・学生間交流を通じ、国際的な高等教育のネットワークの拡大に貢献してまいりました。

また、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、教育のオンライン化が著しく進展する中で、実留学の価値を高めるためのオンラインの戦略的な活用として、日本発のオンライン国際教育プラットフォーム「Japan Virtual Campus（以下、「JV-Campus」という。）」を本事業及びスーパーグローバル大学創成支援事業の横展開をはかる大学国際化促進フォーラムに立ち上げ、質の保証を伴った多彩なコンテンツを世界に発信する取組を進めているところです。

このような状況を受け、また2023年が「日本ASEAN友好協力50周年」であることから、ASEAN諸国とのより一層の交流を深めるために、JV-Campusをこれまで以上に有効に活用して、優秀な留学生の戦略的な獲得を目指す仕組みとして、JV-Campusに受入から定着の促進までの一貫したリクルート機能の追加、及び交流を加速させるための質の高いオンラインの教育コンテンツを提供してもらう仕組みを整備します。

このうち、今回の公募においては、ASEANの学生から関心が高い分野についての各大学による魅力的な授業を共同利用教育パッケージとして数単位分を作成いただくことに重点的に財政支援を行います。これらが、JV-Campus上で単位認定も可能とする国際通用性のあるかたちで、我が国への留学希望者などに数多く提供され、高校生の科目の先取りや大学院段階における研究対象への基礎知識の習得など、全国の大学による多様な活用が生まれ、今後

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

の更なる留学生呼び込みの基盤となることを目指します。

2. 申請対象となる共同利用教育パッケージについて

(1) 申請対象となる事業

-ASEAN 諸国からの留学生受入、定着促進のためのシステム構築等支援- (以下「本プログラム」という。) の 2 次募集における公募は、4 単位分以上の科目で構成される共同利用教育パッケージを対象とします。

本プログラムへの申請対象となる事業の計画 (以下「事業計画」という。) は、以下の内容を踏まえたものとしてください。

共同利用教育パッケージの基本的枠組み

- 以下のいずれかのタイプの要件に沿った科目を作成し、JV-Campus に提供することを本プログラムの取り組み内容とします。
- パッケージの構成要素となるのは、コンテンツを構成する動画、課題 (試験・レポート・小テスト等)、パッケージの概要・各科目のシラバス等、成績管理や証明書発行の基準等の科目の運用に関する事項となります。
- 財政支援の対象となるのは、採択されたパッケージを構成する科目の作成、及び作成した科目を JV-Campus に提供することに係る経費のみとします。経費の用途は、「別添 3」を参照してください。

【タイプ A : 学士課程型】

学士課程の教養科目を 2 単位分以上、専門科目を 2 単位分以上組み合わせて 4 単位分以上の共同利用教育パッケージを開発し、JV-Campus に提供するものとします。

対象となる分野は、「公共政策」、「ビジネス」、「芸術」、「AI・数理データサイエンス」、「医療・保健」であり、複数の分野を跨いで 1 つのパッケージを構成することはできません。

【タイプ B : 博士前期課程型】

博士前期課程の専門科目を 4 単位分以上組み合わせて、共同利用教育パッケージを開発、JV-Campus に提供するものとします。

対象となる分野は、「日本文化」、「ビジネス」、「国際貢献・平和」、「芸術」、「AI・数理データサイエンス」であり、複数の分野を跨いで 1 つのパッケージを構成することはできません。

共同利用教育パッケージを構成する科目の提供の基本的枠組み

- 1回の授業に相当する1コンテンツは、以下の要件を満たす。
 - －15分程度の動画3本の合計45分程度で構成される。
 - －1コンテンツごとに課題等（レポート、小テスト等）を設定するとともに、動画1本ごとに内容の確認（小テスト等）を設定する。
 - －動画は、英語を使用言語とする。（ただし、講義を日本語で行い、英語字幕を付けること及び、講義中で使用する教材や資料等を日英両言語対応で作成することは構いません。）
- 複数のコンテンツを組み合わせる構成される科目は、1単位または2単位を認定することが可能な学習時間及び成績評価の仕組みを備え、科目としての課題等（試験、レポート等）を科し、成績評価の仕組みを備える。（1単位当たり45分のコンテンツを15回程度とすることを標準としますが、申請大学の考え方により設定されたものを評価します。）
- 開発・提供されたコンテンツの権利は開発元に属す一方で、コンテンツは無料でJV-Campusに提供されるとともに、コンテンツの使用権はJV-Campusも所有する。JV-Campusでは、コンテンツ使用権を行使し、共同利用教育パッケージを公開・運営する。（提供されたコンテンツの使用権が各提供元から失われることを意味するものではありません。）

科目の共有の基本的枠組み

- 科目等履修制度等により、学外の者に対しても単位の付与を可能とする。
- 採択された大学間で相互に科目として認定されるよう協定を結ぶなど、本コンテンツを利用して取得した単位を他の大学において認定することを保証する仕組みを整備する。

参加要件

※国内の大学と連携して申請する場合は、その国内連携大学における取組状況も審査の対象となります。

以下の取組を遵守するようにしてください。

- JV-Campusにおいて公開することを目的として、採択された教育コンテンツのパッケージを作成すること。
- 大学の国際化促進フォーラムの下に設置されたJV-Campus運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の定めるJV-Campus特設Boxコンテンツ提供規約に同意し、国立大学法人筑波大学との間で委託事業契約を締結すること。
- サブタイトル、動画の構成、背景、フォントなどはJV-Campusの共通規格に従うこと。
- コンテンツ作成に係る著作権処理は大学側で行うこと。（ただし、JV-Campusが権利を保有するJV-Campusアーカイブ上の映像資料は、JV-Campus上に限り、運営委員会の著作権の取り扱いに従い、無償で利用することができます。）

- 教育コンテンツの作成段階及び JV-Campus 上での公開前の段階において運営委員会による JV-Campus 提供科目としての確認を受け、修正等が必要な場合には、その指示に従うこと。
- 共同利用教育パッケージを構成する科目は、自大学の科目として認定すること。
- 共同利用教育パッケージを構成する科目は、学外の者の履修を可能として、履修者に対して課題の採点等を行い、要件を満たした者には、単位等（少なくとも履修の証明）を付与すること。ただし、単位等（少なくとも履修の証明）の付与は、パッケージ単位ではなく、科目単位で付与すること。
- 本プログラムにおいて措置するのは科目の作成に係る経費のみであり、履修人数、実施学期や期間の設定、履修者に対する質問対応等含む共同利用教育パッケージを構成する科目の運用は、採択大学で定めて実施すること。
- 採択大学における事業実施（単位等の付与）は、少なくとも事業の評価が実施され、それに対応した取り組みがなされるまでは継続すること。（事業終了後も、JV-Campus のコンテンツとしては、JV-Campus 側が使用权を持ち、使用することができます。）
- 本プログラムに採択された大学間等で相互に科目として認定されるよう協定を結ぶなどして、本コンテンツを利用して取得した単位を他の大学において認定することを保証する仕組みを整備すること（単位認定のみは認めない）。

（２）採択件数

タイプ A は 3～4 件程度、タイプ B は 3～4 件程度

ただし、申請の状況等により、予算の範囲内で調整することがあります。

（３）補助期間

2023（令和 5）年度

（４）事業規模

補助金基準額：タイプ A（学士課程コンテンツ型） 4, 500 万円

タイプ B（博士前期課程コンテンツ型） 4, 500 万円

- ① 事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。

3. 申請資格・要件

(1) 申請者等

① 対象機関

大学の世界展開力強化事業及びスーパーグローバル大学創成支援事業において採択実績のある我が国の国公私立大学²を対象とします。なお、プログラムの代表大学に加え、国内の連携大学も申請資格を有します。

※申請大学においては、これまで ASEAN の大学と交流を行った実績を十分有していること

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。なお、国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合には、主となる1つの大学が代表して申請することとします。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできません。

④ 事業責任者

事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

1大学が申請できる件数は、タイプ A とタイプ B を合わせて最大5件までとしますが、採択は1件までとします。

また、1つの分野において、1大学が申請できる件数は1件までとします。ただし、タイプを跨いで同一の分野の申請は可能です。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学（大学院を含む。以下本項において同じ。）は、本プログラムに申請できません（連携して事業を行う機関も対象です）。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和5年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

² 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和4年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和4年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
 - viii) 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
 - ix) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、下記の表1に掲げる令和2年度から令和5年度の平均収容定員充足率又は令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
 - x) 設置する学部（短期大学、高等専門学校の場合は学科）のうち、下記次の表1に掲げる令和2年度から令和5年度の平均収容定員充足率又は令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学
- ※ix) 及びx) については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。

(表1)

区分	大学					短期 大学	高等 専門 学校
	-	4,000人以上			4,000人 未満		
大学規模 (収容定員)	-	4,000人以上				4,000人 未満	短期 大学
学部規模 (入学定員)	-	300人 以上	100人 以上	100人 未満			

			300人 未満				
令和2年度 ～令和5年度 平均収容定員 充足率	-	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
令和5年度 収容定員 充足率	0.5を 上回る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

（4）申請要件

以下に掲げる内容を、全学（iについては専攻科、別科、研究所、センター等を、ii～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。）において、申請時に達成していることが申請の要件となります。

（教育改革関係）

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP制³の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。
- v) 成績評価において、GPA制度などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

³ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項(是正)」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

(プログラム関係)

- viii) 安全保障貿易管理に関する内部規定が定められていること(なお、内部規定の必要がない特別な理由がある場合はその限りではない)。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

「令和5年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業(補正予算事業)」申請書等の作成・提出について」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

具体的な事業計画の策定に当たっては、以下の指標について、現状分析に基づく定量的な数値目標を設定してください。

(タイプA・B共通)

- ① 在学中ではない自大学提供の共同利用科目の履修者数
- ② 在学中の自大学提供の共同利用科目の履修者数
- ③ 共同利用科目パッケージを構成する科目の履修(他大学提供科目を含む)から自大学への留学・入学に繋がった人数
- ④ 自大学に在籍する自大学提供の共同利用科目の履修者のうち海外留学に参加した人数

(3) 資金計画

- ① 事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後も継続的に科目の開講を継続し、自立的に事業を継続できる計画を策定してください。
- ③ 選定された事業が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本プログラムにおける取組において養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、本プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査について

- 本プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会の「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）」において行います。
- 審査は、提出された申請書等による「書面審査」を行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業を決定します。具体的な審査方法等については、「令和5(2023)年度 大学の世界展開力強化事業（補正予算事業） 審査要項」を参照してください。
- 選定結果の通知は4月中に行う予定です。

※背景・趣旨

大学の世界展開力強化事業は、投入される国費を活用することで、これまでの大学独自の取組の中では困難であった、革新的・先導的な大学間交流や教育研究プログラムの構築が促進されるなど、スタート・アップ支援の側面があります。

一方で本事業は、平成23年度の開始から今年で13年目を迎える中、国際に係る高等教育全体の質的向上が進行していることを前提として、採択大学の多様化により事業が狙う取組・効果の全国展開をより図っていく必要があります。

このため本プログラムにおいても、スタート・アップ支援を含めた競争的環境を整備し、審査を行うこととします。

(2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制

- ① 事業は全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用を推進いただくものとします。
- ② 事業のPDCAが機能するよう、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評

価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため科目の開講後にプログラム参加学生に対するアンケートを実施するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 事業の評価等

- ① 事業については、共同利用教育パッケージを構成する科目の受講の実績が評価できる段階（令和7年度後半もしくは令和8年度を予定）にフォローアップ活動を実施する予定です。
- ② フォローアップ活動においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。
- ③ 事業の PDCA が機能するよう、プログラム参加学生に対するアンケート等の活用についても評価する予定です。

(3) 成果の発信・普及

本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表していただきます。事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。加えて、本事業の採択大学以外の大学に対しても実施状況を共有し、成果やノウハウの横展開に努めていただくようお願いします。

(4) その他

選定された大学は、共同利用科目を履修した外国人学生の自学への受入れに当たり、各大学において在学中・卒業（又は修了）後の動向を適切に把握することとします。なお、必要に応じて、文部科学省から各大学に対して情報提供を求めることがあります。

7. 申請書等の提出方法

(1) 提出方法

「令和5年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業（補正予算事業）2次募集」申請書等の作成・提出について」に定められた申請書等を、令和6年4月5日（金）午後5時までに提出先となるオンラインストレージサービス Proself の URL を取得のうえ、令和6年4月12日（金）午前9時から4月15日（月）午後5時までに独立行政法人日本学術振興会が指定する方法により提出してください。期日前の送信提出や郵送、持込は認めません。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、

虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。

- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定された事業については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEBサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定された事業において、本プログラムの補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 補正予算事業期間終了後、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業責任者及び経理等を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証書書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から

5年間保管してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」(平成21年4月1日文部科学大臣決定)及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」(平成26年4月1日高等教育局長決定)に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要(大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等)について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 事業情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された事業計画については、計画調書についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

科目が開講されている期間において、計画調書、毎年度の取組状況及び成果等を JV-Campus 上で公表することとします。加えて、選定された大学において、他の大学や学生

を含め、広く情報提供するとともに、国内大学のグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

【公募要領及び事業内容、その他の問合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付調整係

（大学の世界展開力強化事業担当）

電話：03-5253-4111（内線3352）

ウェブサイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm

【計画調書及び審査・評価に関する問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局

電話：03-3263-1740

ウェブサイト：<https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

（上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。）

(2) スケジュール

公募締切	令和6年4月15日（月）午後5時
選定結果通知	令和6年4月下旬
交付決定手続き等	令和6年5月中旬

(別添1：事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
—大学教育再生戦略推進費—

令和5年度予算額 126億円

■ Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成	
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	9億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	5億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 卓越大学院プログラム	43億円
○ 知識集約型社会を支える人材育成事業	3億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	2億円
○ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業	1億円
○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ スーパーグローバル大学創成支援事業	30億円
○ 大学の世界展開力強化事業	13億円
— 日-EU 戦略的高等教育連携支援	(1億円)
— アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1億円)
— アジア高等教育共同体(仮称)形成促進	(3億円)
— インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(3億円)
— 米国等との大学間交流形成支援	(5億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9億円
○ 質の高い臨床教育・研究の確保事業	1億円
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6億円
○ 先進的医療イノベーション人材養成事業	2億円
— 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト	(1億円)
ト	
— 医療データ人材養成拠点形成事業	(1億円)
○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	1億円
— 地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援	(0.3億円)
— 基礎研究医養成活性化プログラム	(0.3億円)

※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 4 年度に実施した事後評価の結果により、令和 5 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 29 年度	大学の世界展開力強化事業 (ロシア・インド等との大学間交流形成支援)
平成 29 年度	Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT) enPiT-Pro)
平成 29 年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン)
平成 29 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム)
平成 29 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ：病院経営支援に関する領域
令和元年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：アレルギーに関する領域 テーマ②：外科解剖・手術に関する領域

- 令和 4 年度に実施した中間評価の結果により、令和 5 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和 2 年度	知識集約型社会を支える人材育成事業
令和 2 年度	大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
令和 2 年度	大学の世界展開力事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和 2 年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト)

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

① 「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、オンラインコンテンツ開発のための録画機器・動画編集機器・情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

② 「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

① 「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおける教育コンテンツ作成に係るコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

※本プログラムの実施においては、科目が完成し、JV-Campusへの提供完了後の人件費の支出はできませんので、ご注意ください。

② 「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生による資料収集・整理、作成した科目の外部評価等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

① 「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、テキスト開発・動画編集・通訳・翻訳・校正（校閲）・字幕処理・著作権処理・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

※本プログラムの実施においては、原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことは想定していません。また、プログラムで作成した科目の運用に係る維持管理等を行うことについても想定していません。

② 「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、コンテンツ作成に係る会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③ 「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④ 「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤ 「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥ 「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。） ※₁、委託費 ※₂等に使用できます。

また、他の大学機関等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等経費、本プログラムの遂行中に発生した事故に要する経費（災害の処理のための経費等。）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※1) 交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通費や乗車回数券等に使用できます。

※2) 本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50%を超えないでください。